

議案第30号

米原市特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

米原市特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

平成27年2月27日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償の額の見直しに伴い、この案を提出するものである。

米原市特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

米原市特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例(平成17年米原市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項を次のように改める。

- 2 前項の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料および食卓料の7種とし、その額は地方自治法第180条の5第1項各号および同条第3項各号に掲げる委員会の委員および委員にあつては米原市特別職の職員の給与等に関する条例(平成17年米原市条例第37号)の例により、その他の者にあつては米原市職員等の旅費に関する条例(平成17年米原市条例第43号)の例による。

第6条を削り、第7条中「(平成17年米原市条例第43号)」を削り、同条を第6条とする。

別表監査委員の項の次に次のように加える。

公平委員会	委員長	日額 5,000円
	委員	日額 5,000円

別表行政事務嘱託員の項、交通指導員の項、環境美化監視員の項および農政事務嘱託員の項を削り、

「

文化財保護審議会委員	年額 14,000円
------------	------------

を

」

「

固定資産評価審査委員会	委員長	日額 5,000円
	委員	日額 5,000円
行政事務嘱託員	年額 75,000円	
交通指導員	年額 22,000円以内	
環境美化推進員	年額 30,000円	
農政事務嘱託員	年額 27,000円	

に、

」

「

その他法令または条例等による各種委員会等の委員。ただし、年額および月額報酬を受ける委員を除く。	日額 4,000 円以内
臨時または非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員およびこれらの者に準ずるもの	任命権者が市長と協議して定める額

を

付属機関の委員その他の構成員	学識経験を有する者は日額10,000円を超えない範囲で任命権者が市長と協議して定める額とし、その他の者は日額5,000円とする。ただし、特別の事由がある者については、これらの額を超えて定めることができる。
その他臨時または非常勤の職員	任命権者が市長と協議して定める額

に

改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の米原市特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例第5条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

米原市特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例新旧対照表

改正後	現 行														
米原市特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例	米原市特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例														
第1条～第4条 略	第1条～第4条 略														
(費用弁償)	(費用弁償)														
第5条 略	第5条 略														
<u>2 前項の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料および食卓料の7種とし、その額は地方自治法第180条の5第1項各号および同条第3項各号に掲げる委員会の委員および委員にあつては米原市特別職の職員の給与等に関する条例(平成17年米原市条例第37号)の例により、その他の者にあつては米原市職員等の旅費に関する条例(平成17年米原市条例第43号)の例による。</u>	<u>2 前項の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料および食卓料の7種とする。</u>														
3・4 略	3・4 略														
(費用弁償の支給方法)	(費用弁償の支給方法)														
<u>第6条 費用弁償の支給方法は、米原市職員等の旅費に関する条例の例による。</u>	<u>第6条 前条に規定する旅費の額は、米原市特別職の職員の給与等に関する条例(平成17年米原市条例第37号)別表の例による。</u>														
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">監査委員</td> <td style="text-align: center;">識見者</td> <td style="text-align: center;">月額 100,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">議会選出</td> <td style="text-align: center;">月額 30,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		報酬額	監査委員	識見者	月額 100,000円	議会選出	月額 30,000円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分		報酬額			
区分		報酬額													
監査委員	識見者	月額 100,000円													
	議会選出	月額 30,000円													
区分		報酬額													

公平委員会	委員長	日額 5,000 円
	委員	日額 5,000 円
略		
農業委員会	会長	月額 38,000 円
	委員	月額 25,000 円
略		
固定資産評価審査委員会	委員長	日額 5,000 円
	委員	日額 5,000 円
行政事務嘱託員		年額 75,000円
交通指導員		年額 22,000円以内
環境美化推進員		年額 30,000円
農政事務嘱託員		年額 27,000円
略		
付属機関の委員その他の構成員		学識経験を有する者は日額 10,000 円を超えない範囲で任命権者が市長と協議して定める額とし、その他の者は日額 5,000 円とする。ただし、特別の事由がある者については、これらの額を超えて定めることができる。

監査委員	識見者	月額 100,000 円
	議会選出	月額 30,000 円
略		
行政事務嘱託員		年額 75,000 円
交通指導員		年額 22,000 円以内
環境美化監視員		年額 30,000 円
農業委員会	会長	月額 38,000 円
	委員	月額 25,000 円
農政事務嘱託員		年額 27,000 円
略		
文化財保護審議会委員		年額 14,000 円
略		
その他法令または条例等による各種委員会等の委員。ただし、年額および月額報酬を受ける委員を除く。		日額 4,000 円以内

<u>その他臨時または非常勤の職員</u>	<u>任命権者が市長と協議して定める額</u>	<u>臨時または非常勤の顧問、参与、調査員、 嘱託員およびこれらの者に準ずるもの</u>	<u>任命権者が市長と協議して定める額</u>
<p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;"><u>(経過措置)</u></p> <p>2 この条例による改正後の米原市特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用 <u>弁償に関する条例第5条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅 行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。</u></p>			